

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 外1名

証 拠 説 明 書 (3)

平成27年10月6日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之 ほか

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A18	鑑定意見書 「函館市大間 原発訴訟」 原本	平成27 年10月1 日	専修大学 教授 白藤博行	1, 2000年改正の地方自治法において, 新たな国・自治体紛争処理制度が創設され, 国と自治体との役割分担と「地方自治の本旨」に基づく「国の立法原則」が明文化され, 「地方公共団体が処理する事務」という文言がすべて「地方公共団体の事務」となったことからすれば, 憲法が保障する「自治権」を実効的に
甲 A19	函館市の大間 原発訴訟の論 点～函館の烏 写し	平成27 年10月	専修大学 教授 白藤博行	保護するため, 自治権を「憲法によって直接保護された権利」で

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
	賊釣り船も声 あげる 原発 マグロと呼ば せてなるか～			<p>あると再解釈することが適切であること（鑑定書12頁）</p> <p>2, 日本における法律上の争訟性について, 地方自治が「制度的保障であるか否か」という観点だけから演繹的に議論されてきたものではなく, 仮に地方自治が「制度的保障」であるとしても, 国家がいったん自治権を承認すれば, 地方公共団体は, 国家に対する「権利」として自治権を獲得するという考え方もあり得るから, 憲法の自治権保障が制度的保障であるか否かは, 直接「法律上の争訟』の問題とは関係がないこと（意見書7頁～14頁）。</p> <p>3, 被告国が依拠する藤田説について, 藤田教授自身が, 「地方公共団体による住民に対する公権力の行使につき国が権力的に介入するという場合（私は, 終始, こういったケースを問題と</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				<p>してきている)」と記述しており、限定的な前提あるいは制約のもとに論を展開していると述べていること（意見書10頁）。</p> <p>4、「自治体が財産権の主体として、原子炉等規制法などの規定を根拠に財産権保護を訴えることは当然の事柄に属し、さらに、直接憲法第92条以下の自治権保障に基づく訴訟も可能であり、そもそも財産権の保護は原子炉等規制法の埒外にあるとか、あるいは保護の必要性はあっても、財産権の要保護性は低いなどという議論は、とうてい許される解釈ではないこと（意見書33頁）。</p> <p>5、大間原発の設置により、函館市に、①防災計画を作る必要が生じる、②公の施設の管理運営に直ちに支障が生じる、③放射能汚染された廃棄物処理の問題を生じる、④都市計画の計画変</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				<p>更が必要になる，⑤公害関係法律や，河川法に基づく市町村長の意見具申権に関して，放射能汚染による意見内容の変更もあり得る，⑥環境基本計画の実現が不可能になるといった具体的な問題が発生するのであり，函館市に，自治体の個別的・具体的な固有の利益が認められること（意見書33～34頁）。</p> <p>6，原告に『十分に具体化された計画』が現存し，それが大間原発の設置・稼働によって『あとあとまで影響が残るほどの侵害を被る』可能性があること，また，函館市が，『重大な直接的侵害』を被ることの可能性のあることを立証すれば，存立維持権に基づく原告適格が認められること（意見書34～35頁）</p> <p>7，公の施設の管理運営者としての原告が，市の公の施設の管理運営にかかる直接的個別的侵</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				害を具体的に実証すれば，原告 適格が承認されること（意見書 34～35頁）。

以上